

広告等補完書面

金融商品取引法第 66 条の 10(広告等の規制)に基づく表示事項

金融商品仲介業者の商号	かくしんフィナンシャルパートナーズ株式会社
登録番号	四国財務局長(金仲)第39号
所属金融商品取引業者等	アイザワ証券株式会社 関東財務局長(金商)第 3283 号 加入協会 日本証券業協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
	あかつき証券株式会社 関東財務局長(金商)第 67 号 加入協会 日本証券業協会 一般社団法人 金融先物取引業協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会
	リーディング証券株式会社 関東財務局長(金商)第 78 号 加入協会 日本証券業協会

※ この書面は、金融商品仲介業に関する広告又は広告類似配布物と一緒にお客様にお渡しする書面です。

●手数料について

金融商品等へのご投資には、商品ごとに所定の手数料等ご負担いただく場合があります。また手数料等は、お客様の取引相手方となる所属金融商品取引業者ごとに異なりますので商品や取引をご案内する際にお知らせいたします。

●リスクについて

金融商品等には、株式相場、金利相場、為替相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行会社の信用状況の悪化等の起因による損失(元本欠損)が生じる恐れがあります。

●委託証拠金について

お客様が締結される金融商品取引契約によっては、委託証拠金等の差入れが必要となります。委託証拠金等を差入れるお取引は、当該委託証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、損失が預託した委託証拠金等を上回るおそれがあります。お客様がお取引されるデリバティブ取引等の額の当該委託証拠金等の額に対する比率は、所属金融商品取引業者等ごとに異なるため本書面では表示することができません。

※ 商品ごとに手数料、リスク等が異なりますので当該商品の契約締結前交付書面、目論見書や商品説明資料等をよくお読みいただきご確認ください。